

# 平成30年2月定例総会

平成30年2月2日開催

## 議 事 録

土佐清水市農業委員会

## 平成29年度第11回土佐清水市農業委員会定例会議事録

1.開催日時 平成30年2月2日(金) 午前10時00分から11時10分

2.開催場所 土佐清水市役所 二階 会議室

3.出席委員 (11人)

会長	4番	安田	芳秋
職務代理	8番	上野	清吉
	2番	岡崎	直正
	3番	横山	保幸
	5番	宮上	昌三
	6番	山本	美加
	7番	橘	なぎさ
	9番	弘田	好希
	10番	田邊	昌一
	11番	池	俊伸
	12番	中山	巖

4.欠席委員 (1人) 1番 谷岡 孝也

5.議事日程

議案第1号 農地法第3条の規定による許可の審議について(1件)  
議案第2号 非農地証明の審議について(3件)  
議案第3号 農用地利用集積計画(利用権の設定)の審議について(2件)  
議案第4号 その他の件について

6.農業委員会事務局職員

事務局長兼農林水産課長	二宮	眞弓
事務局長補佐兼農林水産課長補佐	上田	統夫
事務局員兼農林水産課主査	川島	浩史
事務局員兼農林水産課主幹	伊藤	紀明
事務局員兼農林水産課主幹	中山	眞寿美

7.会議の概要

平成30年2月2日

議長

定刻でございます。ただ今から土佐清水市農業委員会、2月定例総会を開

(安田会長) 催致します。

この際、本日の遅刻・欠席者につきまして、報告いたします。  
本日は谷岡委員が欠席という連絡があっております。  
まず最初に局長より一言お願いします。

事務局長  
(二宮)

おはようございます。後ほど担当から話がありますが、いま募集しております新農業委員・推進委員さんの募集をしておりますが、まだまだほとんど、一人だけで苦勞しております  
また、それぞれの委員にご相談させていただいて、いい方についてもらって活躍をしてもらいたいと、事務局も思っておりますので、またご協力とご助言をよろしくお願いします。

議長

それでは議事に移ります。本日の議題は、

議案第1号 農地法第3条の規定による許可の審議について(1件)

議案第2号 非農地証明の審議について(3件)

議案第3号 農用地利用集積計画(利用権の設定)の審議について(2件)

議案第4号 その他の件について

の審議についてお願い致します。

なお、本日の議事録署名委員として、7番 橘委員、 8番 上野委員の2名を指名致します。

最初に、農地法第3条の規定による許可の審議について(1件)を議題といたします。申請番号6につきまして、事務局より説明を求めます。

事務局  
(上田)

農地法第3条の許可の審議について、申請番号6について、ご説明します。ページ数は、1,2,3,4ページまでとなっております。

譲渡人は大阪の方で、譲受人は下ノ加江の方で、氏名は記載のとおりでございます。3条で贈与ということであります。担当委員さんは、横山委員さんであります。

土地の所在ですが、下ノ加江で、上が船場でありまして、下が長野であります。地目は田、面積は記載のとおりでございます。

譲受人の土地利用状況ですが、現在、田畑がごらんとおりで、申請地が記載のとおりで合計5,651㎡となっております。農作業従事日数が234日で農機具の保有台数は、トラクター以下、記載のとおりでございます。

場所ですが、2ページをご覧ください。まず左が、長野の田の一筆になります。そして右下に船場の当該土地の写真を記載しております。

次のページに行きまして、うへの2つが船場の田です。下の二つが、長野の方の田んぼになります。

4ページに行きまして、農地法第三条調査書ですが、うえから行きますが、第2項第1号全部効率利用、譲受人の経営農地は全て耕作されており、保有している農機具の能力、農作業に従事する状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

次が個人であり適用なし、次は信託ではないので適用なし、農作業常時従事ですが、譲受人は農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

その次の下限面積ですが、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は、当該地区の下限面積を超えております。

転貸はあたりません。

地域調和ですが、取得する田の周辺農地は稲を耕作している。取得後もこれまでどおり稲作を行う予定のため、本件の権利取得により近隣農地に支障は生じないものと考えられます。

1月23日、横山委員が現地調査を行い、周辺農地の利用状況等を確認したところであります。

以上、この申請につきましても農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。ご審議のほど、よろしくお願ひします。

議長 　ただ今の説明に関して、横山委員より補足説明がありましたらお願ひします。

3番  
横山委員 　事務局と一緒に行ったのですが、特に問題はないと思います。よろしくおねがいします。

議長 　以上で事務局・担当委員の説明が終わりました。これより質疑に移ります。質疑のある方は、挙手のうえ指名を受けてから質問をお願いします。

・ ・ 無いようですので、これで質疑を打ち切り採決致します。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可の審議について、申請番号6について、をお諮りします。申請のとおり承認する事に賛成の方は挙手願ひます。

挙手全員であります。よって本件は、許可といたします。

引き続きまして審議を進めます。

議案第2号 非農地証明の審議について、事務局より説明を求めます。

事務局  
(川島)

ページ数で行きますと、5ページから16ページまで、長いですが、こちらをご覧ください。

非農地証明の審議について(3件)について、ご説明致します。

なお、目次に2件と書いてあるのは誤記載であり、3件が正しいですので、この場を借りて訂正させていただきます。

申請番号20, 21, 22となっております。これをいまから一括で説明させていただきます。

まず5ページの申請番号No.20の説明をさせていただきます。

所有者は京都にすんでおられます。土地の表示は、大岐字下港山2835番34でございます。地目は畑、面積は529㎡となっております。この一筆が対象地となっております。地域担当委員の安田委員と当該地を訪問しました。

その結果であります。申請地について申請者は昭和48年10月25日に買受人と売買契約を結びました。当該申請地は農地につき、農地法第五条の許可を得ることが所有権移転の条件となっていたところ、農地法の許可のないまま同年12月3日付けの仮登記状態で現在に至るまで放置されてきました。

当該土地を地区担当農業委員・事務局職員で現状を見たところ、一面杉林で耕作できる状況にないことを確認したということでございます。

場所は、幡陽小学校に隣接した家に隣接したところでございます。幡陽小学校側に宅地が隣接しておりまして、その横側は果樹が植わっているところになります。

5ページ左側の図が概略図でありまして、その右図が幡陽小学校の隣であるということを示した位置図になっております。

ページを一つめくっていただきまして、6ページ目にこの土地の隣接地の状態を撮った写真を6枚掲載しております。6ページ目の左上の写真、これはサニーロード、321号線から海の方に向かって撮った写真です。ごらんとおり、手前に畑が広がっておりまして、この線の向こう側、線の端から端が対象地になっております。杉林が植わっているのが見て取れると思います。

その右側になりますが、これは3835-34、これは今回審査に係っているものであります。学校と反対側の土地に当たります2835-82の状況を撮影したものです。境に黒い線を引いておりますが、両方の筆ともに山林の状況を呈しております。

その下の2枚の写真でございますが、これは現国道ができる前の旧国道の側を、反対側からそれぞれ撮った写真でございます。ここにも旧国道との境に黒い線を引いておりますが、ここでも当該地が山林の状況を

呈していることが見て取れると思います。

7ページの左側にある写真ですが、これは隣接する 2835-2 と当該地の枝番 34 との違いを示したのですが、2835-2 は登記地目は畑ですが実際には宅地でありまして、家屋が建っている土地の一部にあたります。でありますので、登記地目としては同じといえるかもしれませんが、(-34の当該地は) 現実としては山林化して人の手が入っていないということが見て取れると思います。

最後の右側の写真ですが、これは 2835-24 と枝番 34 との違いを示す写真です。見えにくいかもしれませんが、枝番 24 の側には、文旦かハッサクのような柑橘類が植わった畑が隣接をしております。それとの対比において、2835-34 は山林化しているということが確認できると思います。

これが、大岐の件です。

つづきまして、一枚ページをめくっていただきまして、8ページ目に相隣関係、隣との間がどういう関係にあるかを示すものが、ちょっとわかりにくいかもしれませんが、あります。この図のなかで、2835-2 が登記地目山林ですが、7ページ目の左がその状況でありまして、この同じ敷地内に家屋が存在しているということです。2835-24 という手前にある場所が、ここに果樹が植わっているという場所です。そして、うえの方に帯のようになっているところ、ここに公衆用道路と書いてあるところがありますが、ここが旧国道で、6ページの写真でいう下の2枚がその部分と言うことになります。

ちょっと錯綜した説明になりましたが、この筆についての説明は以上です。

つづきまして、9ページ目に移らせていただきたいと思います。

No.21 でございますが、これは所有者が四万十市間崎に住んでいる方です。相続人とあるのは、登記名義人が現在、申請者のお父さんの名義になっているということでございます。その相続人が数名ございまして、その相続人全員の承諾を得て今回の申請となったわけでございます。

土地の位置につきましては、いわゆる、下ノ加江方面の方だったらご存じだと思いますが、大八というところ、今は住む人がいない土地になります。対象地は4筆ありまして、いずれも布字ダイハチ山というところにあります。

順次読み上げますと、2910 番 3・3,358 m<sup>2</sup>、2910 番 4・6,948 m<sup>2</sup>、2910 番 11・5,705 m<sup>2</sup>、2910 番 12・2,257 m<sup>2</sup>で、4筆合わせて 18,268 m<sup>2</sup>で、いずれも地目は畑です。

ここを、地区農業委員の横山委員、森林組合職員、そしてわれわれ農業委員会事務局職員で現場を確認しに行きました。その内容でございますが、当該4筆の農地には昭和54年に植林を行っており、現在の管理

は四万十市に住む申請人（相続権者のうちの一人）が行っております。今回の申請については、ほかの法定相続人全員の許可を取っているとのことです。

当該地での営農は、今後計画していない状況です。現地視察を行った結果、以前畑があったという場所には、杉・ヒノキの林が広がっている現況を確認しました。もはや営農は無理であるとみるのが相当な状況です。

このページの下の方位置図であります。場所はさっきも申しあげましたとおり、大八というところ。市野々から山を 10 分ほどあがったところにあります。かつては集落が存在し茶の栽培などを行っていた方もおられましたが、現在は住む人がおらず山林化が進んでいる状況です。

その右側に、詳細位置図として拡大図を記載しております。ちょっとわかりにくいかもしれませんが、この地図の右下の分かれている道路から入るようになっております。従いまして、ここに記載してありますとおり、布字ダイハチ山 2910 番 11 と同 12 は道から下にありまして、それから若干行って、同 2910 番 3 と 4 があるという状況です。

その次に、現地写真を載せております。4 筆の現状ですが、どちらの方向をみてもこの風景でして、山林の様相を呈していることは明らかです。

11 ページから 14 ページまで、法務局の図面ではありますが、これを載せさせていただきます。

つづきまして最後ですが、No.22 をご覧ください。所有者が横浜に住まいされている方です。場所は、通称「長笹」と呼ばれている場所で、下浦から布よりの場所です。地番で言うと、布字次郎ダバというところ。対象地は 2 筆ありまして、2425 番の地目・田、面積が 442 m<sup>2</sup>と、2426 番 1 の地目・畑、面積が 1,761 m<sup>2</sup>、合計 2,203 m<sup>2</sup>です。担当委員は宮上委員さんです。

内容であります。当該 2 筆の農地は申請人が所有しているものであるが、申請人は 20 年間耕作していない。

地区担当農業委員、事務局職員が農地視察を行った結果、以前、田畑があったという場所には、森林・カヤが広がっている現況を確認し、現状に復して営農をするのはもはや困難であるとみるのが相当な状況であると判断しました。

位置図は 15 ページの下の方左側の写真で航空写真をつけてあります。浅井水産東側の山の上にあります。かつて田畑として使っていた土地が先ほど申しあげました長笹にあります。詳細位置図には、申請に係る 2 筆の土地を記載しております。

つづきまして、16 ページをご覧ください。ここに現在の状況を掲載

しております。カズラが生えている。この土地の反対側には建物があるわけですが、右側の写真はそっち側から映した写真です。この写真でも、写っている建物より高い木が生い茂っている様子が確認できると思います。

この下に、字次郎ダバ 2425 番、田んぼ部分であります、ここも木が茂っている森林状態になっており、これを現状に復して農地の戻すことは困難ではなかろうかと、事務局としては考えております。

以上三点につきまして、非農地であると認めるのが妥当と思われませんが、ご審議をよろしく申し上げます

議長

ただ今の説明に関して、担当の委員より補足説明がありましたらお願いいたします。

安田会長

まず申請番号 20 番、説明がありましたとおり現地をみたところでございます。

国道沿いでありまして、手前に 2 筆畑が存在しております。畑、柑橘類が植わったところがあって、その向こうに対象地の杉林があるわけでございます。

今回の非農地申請について、隣の柑橘を受けているかたが、「杉がどんどん太り、下の方の枝は切らせてもらったが、木の高さが 30m ほどになって上の方は切れないし、仮に農地になったとしても杉を今更切るとは素人には無理である。森林組合に切ってもらうかなにかしないといけない状況になっている」ということを聞いた。田畑のじゃまになるところは切ってもかまわないというのは昔からあるとしても、植えたものを切ることはできないので枝を切らしてもらっていたが、隣の人（柑橘を植えている人は対象地の所有者である）は京都の人と直接話しをせよといっても無理がある。なんとか今の段階で農地法に基づいての対策をなんとかできないか。仮に杉を切るにしても周りに迷惑をかけませんとか、なんらかのものがないと、杉が生えているから単に非農地だということではたまったもんじゃないという声もありまして、上田補佐にどういう考えを持っているのでしょうか、と聞きました。

事情的にも、売買登記をしているのに仮登記をうっておるということもあります。申請者に聞いてもらえないかということをおっしゃって、あとでこの説明を終わりましたから審査したくおもいます。

こういう問題は、各地区ごとにあるのではないかと思います。畑を作っているそばで杉林が育っていつてどうしようもなくなっているという場所があります。なので、この件については、後ほど別個に審査をしたいと思っております。また事前に聞いていることもございますので、そのこともお話しして頂きたいと思っております。

3 つ一括して審査に係っておりますので、つづきまして 2 つ目の横山

委員さんから説明をお願いします。

3番  
横山委員

いま事務局からもありましたように、この大八地区は戦後、他県からの方が入ってできた開墾地で、お茶の栽培をするひとがいる場所でした。ただ、僕が知るかぎりでは、すでに昭和40年代にはいま自分が住んでいる市野々に降りてきている人がいて、その後、一人だけお茶の栽培を続けておりましたが、この説明文書にもありますように、昭和50年代には植林されておりました。この説明に間違いはありません。

今の時点で、農地にするというようなことは、もう困難ではないかと思われま。

議長

続きまして、22番。宮上委員さん。

5番  
宮上委員

先月24日、雪の日でしたが、事務局職員2人と現地にいきましたが、土自体はいいところでしたが、20数年耕していない土地で雑草がいっぱい生えていて木がいっぱい生えている。田畑に復旧するためには、重機を入れてやらんことには元にはもどらないという判断をしました。

以上です。

議長

以上で事務局・担当委員の説明が終わりました。

これより質疑に移ります。質疑のある方は、挙手のうえ指名を受けてから質問をお願いします。

その前に、私からは大岐地区の申請番号20番の件について問題を提起したところですが、20番はそれ以外と別個に審査してかまわないですかね？

(異議なし)

まず20番については上田補佐へ申請者の意向なども聞いていただいたところですが、経過について上田補佐からよろしくをお願いします。

事務局  
(上田)

5ページの、先ほど川島君が説明した内容ですが、昭和48年に京都の方と、香川県に住んでいる買受人が売買契約を結んだわけですね。お金ももらっている。その中で5条申請で仮登記を打ってます。京都にいる方についていうと、申請人の息子さんと話したのですが、事情をよく知らないとのこと。事務局が想像するに、昭和48年ごろ、香川県の人に売ったということは、香川県の人は5条申請ですのでこの土地に家でも建てようと思っていたと考えます。

そして、安田会長から今話しがありました、杉を切ることができないかどうか、話しをしました。また事務局として京都の売主には周辺農地の迷惑にならないようにすることを伝えるとともに、所有権移転後、新たに所有者となる買受人にもそのことを伝えるように言いました。

杉を切るとは難しいと思います。非農地証明を出したあとは農地ではなくなりますので、農業委員会として指導はできなくなります。

以上です。

議長

という風なことで、仮登記をしてはいるが香川県の方がそのまま放っている、なので登記は京都の人のところのままで固定資産税をそのまま納めている、5条申請をする必要があったが、その後昭和48年ごろから放置をして杉林になっている、この経過をそのままにして非農地にして、香川の人はここに家を建てようとしていたのかどうかはわからないが、いままでこれを放ってきていることで、今後もこのような状況で困るのは周囲の家を持った人、そして畑を作っている人になる。結局、隣地当事者同士でケンカするということは、農地法がある中できちんと5条申請するなりしてもらわないと、これを非農地にして行政の場から離れると、京都の所有者のところまで行くことになる。電話があつて便利とはいえ、現地の説明云々になると困難があるのではないか。結局、直に談判する以外なくなる。

従って、今回のこの件は完備されない(隣地への懸念が払拭されない)限りは、非農地にすべきではないと思うわけです。

このような農地がたくさん市内にもある中で、これを放置していたのでは、農地はどんどん放置され、その隣地所有者は泣き寝入りをしなくてはいけなくなる。作物の育ちも悪くなり、作ができなくなる。

そういうものが見えるまでは、ちゃんと確認がとれるまでは、木を切ってちゃんとするというものが出ない限りは、非農地にすべきではないと思うわけですが、みなさんどうでしょうか。

8番  
上野委員

こういう例は各地区であると思います。うちのところでも、部落のど真ん中に植えた囲いの木が大きくなりすぎたところがある。

自分の農地についても、隣地の木が大きくなって、隣地の所有者がまだ生きているときに「のびたら切らせてもらおう」と伝えて切ってきた。

これから、こういう土地はあちこちにあるだろう。部落から出て行く人はもう部落のことには関係なくなるからよけいそうなる。どうなることか。

自分たちが作る以上は付近の草刈りもするが、出た人は「どうにでもなれ」である。

議長

ほかに意見はありませんか。

6番  
山本委員

いま言われたように、私が作っているところにもそういうところが結構あります。地元において生きている人には切ってもかまわないかといって切らせてもらっているが、県外にいる人や子や孫の代になっている人の田についてはほったらかしで切ることもできず、(自分の農地が)陰になると収量もだいぶ減るので、これを何とかして方向にもっていきたいと考えている。

議長

ほかにありませんか。

ないようでしたら、ほかにこのような問題は各地域にあるようでもありますし、やっぱり行政が指導できる立場におく。もちろんいま、京都の方が言うように香川県の方に売ったんだからそっちがちゃんとすればいい、そういうことで今回は非農地としてこれは認めないということに賛成の方は挙手を・・・

事務局  
(川島)

申し訳ありません、その点について法的な部分からの補足がありますので、事務局から申し上げます。

非農地の認定につきましては、国からの指針が一定示されておりまして、それを受けて市としての判断基準を「土佐清水市非農地証明基準」として示しております。

非農地かどうかの判断はそれに従って行うことになるわけですが、今回の部分については、その基準の条項の一つとしまして「農地法が施行された日以降農地であった土地で、耕作不相当など、やむを得ない事情によって15年以上耕作放棄されたため自然潰廃した土地で、農地への復旧ができないと認められる土地」というのがあり、それが関係してきます。

このことについては確認のために県の担当にも確認をしたところですが、申請が出た場合には、その農地に限って検討すべきである。そして非農地になった場合には、土地の相隣関係を規律する一般原則である民法の規定にしたがって、当事者間の話しによってことを決することになるだろうと、いうことをおっしゃっていました。

議長

いま事務局から非農地だと。しかし、以前はできるだけ市町村が田畑がこのように非農地にすることによって面積が少なくなるからということで、面積を確保するということが行政は動いていた。ところが、人口も少なくなる、若者もいなくなるという風になってきているのではないかと思うが、これを指導要綱にしたがっていけば、農業をしようとしている者は本当にできなくなっていく、個人的にいえない者はいわゆる泣き寝入りということになっていく。農業を守るための農業委員会

あって、いままでは農地面積を減さないために、山の上の農地であっても非農地にしてこなかったといういきさつがある。いまは逆に、ますます15年耕作していない農地を非農地にする動きがこのようにある。

この動きがどんどんすすめば、農地は減っていき農業は衰退していく。たしかにそういう指導はあるかもしれないが、農業委員会としてこういう農地は介在させておいてそのままにしておく。みなさん、どうでしょうか。

1 2 番  
中山委員

この場合に、木を切らせてくれといったいきさつはないのか。

議長

京都に住んでいて、杉を植えた人に会ったこともないし、やむなく杉の木を10mほど枝を切ってきたということで、京都にいる方はあったこともなければどんな人かもしれない・・・

1 2 番  
中山委員

いま事務局が行った説明で話しは通る。市の非農地基準は満たしている。隣接地の所有者が、当該地の杉林所有者にたいして条件を付けて非農地証明をだすことはできないか。

議長

事務局から連絡をとることはできないか。

3 番  
中山委員

この件では、隣の農地がなければ当然、非農地として認められるべきものである。隣同士での話しもないと、事務局ばかりにどうこういえる話しではないのではないか。

隣の人と話しをして木を切らないと言うことになる問題になるが、まずは話しをしてみないといけないのではないか。

議長

まあそうですね。

6 番  
山本委員

それは、個人情報との関係があって、行政が電話番号を聞いても教えてもらえないのか。

事務局  
(上田)

方法はあると思います。

議長

こういう個人情報とかいろいろあるとは思いますが、現実には隣地所有者が困っているのだから、ここは行政が所有者に連絡するなりする。

中山委員が言うように、条件を付けての許可とすることはどうか。今の段階であれば、杉林からのものが飛んできたときなどに対応をとることができる。

2番  
岡崎委員

いま、中山委員、横山委員が言うとおりに、個人個人である程度の話しをしないと、いまからこういう問題はどんどん出てくると思う。それを全て行政がするとなると、その対応はできないのではないかと思う。まずは、中山委員さんがいうように、隣同士で連絡を取り合い、それでどうしてもうまくいかないというときには、またそのとき考えるべきではないか考える。

議長

今あるようなことなど、議論はあるようだが、非農地要件は満たしておるし、この件は市への迷惑はかけないと。もちろん京都まではいけないので、関係者の方で話して非農地とする、事務局、それでいいか。

事務局  
(上田)

事務局から。5 ページの右下の当該土地の一部ですが、当該土地の東側も山林化している。ですから、この果樹を植えた方については、当該土地以外にも迷惑をかけてくる土地があることがいえる。

それともう一つ、非農地証明は現況をみて決めていた。今回のように条件を付けるのはおかしいのではないかと、事務局サイドでは考えている。

川島君が説明したように、非農地になれば民法などの土地の一般原則が司るようになる。そのなかで、木を切ってくれ、切らせてくれというのは、所有権に基づく当然の権利なので、当事者間で主張することはかまわない。

事務局としては、非農地であるということを証明して頂きたいと思う。

3番  
横山委員

これは非農地にしたからといって、土地をほおっておいたら解決できない問題なのではないか。どちらにしても、こういう問題は当事者同士で話し合わないとなんともならない。非農地証明が出るから迷惑がかかるといっても、これからも証明は出てくると思う。

事務局として、こういう問題に携わったことはあるか。当事者と事務局がはなしあったことはあるか。

事務局  
(上田)

今回がはじめてである。先日、所有者と電話で話した。今回の会が終わって、再度、所有者に連絡はしてみます。

議長

そういうことで、初めてのケースになるわけですが、事務局としては非農地の要件はみたしているということである、ただ今までの議論にもあったように、隣接する農地への迷惑にならないように所有者に伝える、もちろん法的に伝えることはできないが、そういう議論が農業委員会であったことも話すことはできると思うし、非農地になったあとはできない。

1 2 番  
中山委員 非農地になったあとも、隣地所有者が木を切って等ということをお願いすることは、法的に当然いえるのですね。

議長 そのとおり。

6 番  
山本委員 私の家でも、木の陰になったりして手放したところがある。近くにいる人、生きている人なら聞くことができるが、孫の代とかになったり通帳でお金の振り込みでやりとりしている人もいる。  
やむなく手放した土地については木を切ってもらいたいし、農業委員会でもどこかに頼めるところ、間に入ってくれるところがあれば荒らさなくてもいいと思うが、個人的にどうこういえないところがある。

1 2 番  
中山委員 それは、話しをしないと・・・

6 番  
山本委員 いや、それが話しができない人がいる。県外に行って帰ってもきてくれない。

1 2 番  
中山委員 電話もできないか？

6 番  
山本委員 通帳の振り込みだけのやりとりで、それでさえ急に振り込みが止まる時すらある。そういう場合は、相手が亡くなった場合である。我が家は何百件も小さいところをたくさん借りて耕作しているので、そういうところはたくさんある。

5 番  
宮上委員 立石にもそういうところがある。

1 2 番  
中山委員 お金を振り込んでいけば連絡がとれるということでは？

6 番  
山本委員 いや、たとえば1万つつ払い込んでいる人がいて、その人に急に払い込めなくなった場合、銀行になぜか問い合わせても個人情報だからと教えてくれないし、ずっと調べると亡くなったという場合がある。(そういう経過で払えず、相手方が) 県外にいて、そのまま作れなくなるということもある。

- 12番  
中山委員
- うちも、隣接している土地の木の枝が被さってきている。大きくなったら切れなくなってしまう。あと4.5年たったら田んぼの方にくるが、そういうところが2件あり、あちこち地主がだれか聞いて調べて回ったら、「それこそ切ってくれ」という人が大半。
- 議長
- いま山本さんが言うように、会えんし電話もわからんというような・  
・
- 12番  
中山委員
- いや、会えない人の土地からのびる木は切られんが、耕作している人の努力でやるしかない。それは、行政に言っても無理です。
- 7番  
橘委員
- この件ではこういう事があって非農地証明を出したいと言って申請してきたいきさつは、非農地証明があれば何でもできるからということからなのでしょうか。
- 事務局  
(川島)
- 隣接地との関係でなく、登記の関係です。理由は察しがたいが、何らかの理由で都会の人が農地を買いたいと、しかし農地法上の制限があるから登記の優先権だけを保全するために仮登記をしました。で、仮登記を本登記にするためにすぐに農業委員会、まさにこの場に申請をしていればよかったが、40数年後の今になるまで放置されての審査になった。そういう法律的な問題によるものであります。
- 5番  
宮上委員
- そういうのはずいぶんあります。(昭和)40年、50年時分に仮登記をしてほおったままになっているところがあって周りは迷惑しているがそういう現実があります。
- 議長
- いろいろ議論はありますし、そういう議論はありますが、そういう地区もあろうかと思しますので、その都度議論し、指導できる範囲は委員会として指導するということにいたしまして、議題20、21、22を一括して採決したいと思えます。
- 非農地として認めることに賛成のかたは挙手をお願いします。
- 挙手全員であります。よって、この3つの議案第2号非農地証明の審議について、全員賛成で非農地とし、非農地証明を発行することとします。
- 審議を進めます。
- 議案第3号 農用地利用集積計画(利用権の設定)の審議についてを議題といたします。
- 担当課からの説明を求めます。

担当課  
(伊藤)

議案第3号 農用地利用集積計画(利用権の設定)の審議について(2件)について、一括でご説明致します

まず、整理番号29-009です。17ページをご覧ください。

土地は下の加江にあり、借受人は下ノ加江でブロッコリーを栽培しています。農機具所有状況については管理機は本人所有ですが、それ以外、軽トラ・トラクター・田植機・コンバイン・乾燥機については親に借りている状態です。

場所につきましては、18ページをご覧ください。上の写真が位置図になりますが、清水から四万十市方面に向かっていましたら市ノ瀬で左折し三原方面に行く道があります。321号線沿いの市ノ瀬の集落を過ぎて三原に行く道の右手にある農地です。

利用権設定については、2年1ヶ月の期間となっております。農地確認は、担当の横山委員と行っております。

続きまして、整理番号29-010です。議案書は19ページになりますけれども、すいませんが事前にお送りした議案書に誤りがありましたので、本日お渡ししたのを見て頂きたいと思います。すみませんでした。

借受人は立石在住で両親も農業をしております。ネギを栽培していて、農業次世代人材投資事業の対象予定者です。また、人・農地プランにも載ることがみこまれております。

農機具使用状況については、軽トラ・トラクター・管理機すべて、親から借りています。

貸付人も立石在住です。場所につきましては20ページをご覧ください。

位置図は、立石の集落を過ぎて四万十市名鹿方面に進んだところに申請地はあります。

下の詳細位置図をご覧頂きたいのですが、すいません、地番が消えておりますが、上の土地が立石字東ノダバ木原サコ117、下の方が118番になります。

右側に現地写真がありますが、今回利用権設定をするのは2筆、他にも耕作しているところがありますが、事前に農作業受委託をしているところです。

農業次世代人材投資事業の関係もありますが、順次、利用権設定を進めていきたいと思っております。利用権設定期間は5年です。現地は、担当の宮上委員と行っております。

以上、いずれも借受人は農業経営基盤強化農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件等の抵触もなく要件を満たしていると考えます。

ご審議のほど、よろしくおねがいします。

議長

以上で担当課の説明が終わりました。

これより質疑に移ります。

質疑のある方は、挙手のうえ指名を受けてから質問をお願いします。

5番  
宮上委員

立石の〇〇さんところは24日に現地に行きましたが、ネギを植え、インゲンの栽培もやる予定のようです。さきほど事務局からも報告があったように、両親は以前から立石でタバコ耕作をしております。本人は、中学・高校時代から農業の手伝いをしていて経験はあります。介護の仕事を高知市や四万十市で約10年あまりやっておりましたが、やはり農業に魅力があるのか、そっちをやりたいということです。

立石も高齢化が進み、毎年一人、また一人と農業を辞めていく人がおおいのですが、昨年も山本委員の息子さんも新規就農し、今回も池田君が帰って新規就農されると、大変よろこんでいるところであり、是非、よろしくをお願いします。

議長

他にありませんでしょうか。

3番  
横山委員

僕からも一言。農用地利用集積計画の分で、下ノ加江の〇〇君ですかね、5年くらい前にUターンで農業をはじめておりますが、現地に15年、20年ぶりくらいにあがりましたが、いまなかなか獣害がある、山の上ですので、水稻をやるといってもなかなかいかんと思われていたが、見るとブロッコリーを植えてがんばっている、耕作する人がいなかったらどんどん山になるようなところで作ってくれ非常にうれしいことですので、よろしくをお願いします。

議長

ほかに質疑はございませんでしょうか。

・・無いようですので、これで質疑を打ち切り採決致します。申請のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

挙手全員であります。よって本件について、承認することといたします。

次に 議案第4号 その他の件についてを議題といたします。

①の次回開催日についてです。

3月定例総会の開催日については

日 時:3月2日(金曜日) 午前10時00分から

場 所:土佐清水市役所 第1会議室といたします。

よろしいでしょうか。

～異議なしの声～

その他の件について、事務局、どうぞ。

事務局  
(上田)

2件あります。

お配りしている資料があります。まず始めに、平成30年度4月以降の定例総会開催予定日の案があります。

まず4月ですが3日開催で、事務局の異動もあると思われまので、例年どおり15時以降を予定しております。歓送迎会の予定です。

8月ですが、今の農業委員さんは7月いっぱい任期が切れるわけですが、8月1日に新農業委員の任命があります。市長から任命してもらおう。その場で、農業委員会会長や職務代理者も決める必要があります。

それに引き続いて、推進委員さん8名、農業委員さんは5名なんです。その選考・委嘱もしなくてははいけませんので、半日はかかるだろうということで、新旧農業委員さんの歓送迎会も兼ねまして、午後を予定しているところです。

濱田係長とも話したのですが、新農業委員さん・推進委員さんの業務について、高知県農業会議からだれかひとり説明に来ていただいて、どういう業務があるかということも話してもらおうということも案として上がってます。

1日の段階では農地法3条等の議論などはできませんし、議案発送の関係もあります。したがって6日に定例会をやりたい。一つ係長と相談したのが、この時期は稲刈りなどがあるので、夜の開催もいいのではないかと話もでております。

12月は忘年会がありますので、15時以降の予定ということです。

あとは、10時から始めるという方向でやりたいと思います。

議長

いいですかね。そういうようなことであります。

そしたらもう一件お願いします。

事務局  
(上田)

もう一件、これは局長からも冒頭話しがあつたところですが、新しい農業委員5名と推進委員8名ですが、1月29日が1ヵ月募集期間の15日目にして、立候補・推薦者が山本美加さんしかいませんでした。

議会にかける必要もありますので、助言等をよろしくお願いします。

議長 いま事務局から農業委員の推進について。なんか、ご意見ありませんか。事務局長、なにか。

事務局長 いままで募集していて立候補がないのは、なかなか大変だからかなとおもいますが、一応、皆さんの意見を伺いたいと、上田の方から話をさせていただきました。  
立候補はなかなか期待できないかなとは思いますが、その第二弾として、ぜひ推進したいという方がおられたら、積極的にお願いしたいと思いますけど、いかがでしょうかね。

議長 どうですかね。  
こんないい人がいるから推薦したいとか。

2番 岡崎委員 宗呂上の部落総会でこの話をだして、7月いっぱい終わると言うことで話しをかけたが、なかなかやってくれる人がいない。もしいなければ、皆さんの立候補がなければ、受けてもいいのではないかと思っています。  
推進委員で、宗呂上から一人は出ていた方が何かにつけて情報も入ってくるし、声はかけたがする人がおらず、いなければ自分かと思っています。

事務局長 ありがとうございます。

議長 他にありませんかね。  
ないようでしたら、各地域、推進委員、各地域の代表ですので、またみなさん、近隣の地区で話し合っている、単独ではない形があるかと思っていますので、代表で出てきている地域、例えば三崎であれば上野・下ノ段とか、いろいろあって代表として委員さんが選ばれると、今まで来たわけですので、そういうわけで適任者がいましたら、事務局に言ってあげるといふうにして頂きたいと思います。

それではこれをもって閉会といたします。どうも、ありがとうございました。